

## 滋賀県養育費に関する保証契約締結促進補助金について

### Q1 補助対象者は誰か。

A 1 次の要件を全て満たす者。

- ・県内の町に居住
- ・児童扶養手当を受給または同等の所得水準
- ・養育費の取決めに係る債務名義を所有・現に児童を扶養
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結
- ・過去に補助金を交付されていない

### Q2 補助金額はいくらか。また、補助対象経費は何か。

A 2 上限は1対象者当たり5万円。

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、本人が負担する保証料

### Q3 いつまでに申請すればよいか。

A 3 公正証書等作成年度の翌年度4月末日までに交付申請書兼実績報告書を知事（健康福祉事務所を經由して子ども・青少年局）に提出。

### Q4 どのような書類が必要か。

A 4 交付申請書兼実績報告書に次の書類を添付。

- ・ひとり親および児童の戸籍謄本（抄本）および世帯全員の住民票の写し
  - ・児童扶養手当証書の写しまたはひとり親の前年（1～9月申請の場合は前々年）の所得額・扶養親族の有無・数等の市町村長の証明書
  - ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族申立書（前年（1～9月申請の場合は前々年）の12月31日に当該年齢の者がいる場合）
  - ・補助対象経費の領収書等の写し（宛名、領収年月日・金額、取引内容、領収者住所・氏名・領収印が必要）※クレジット会社を介して支払った場合は、領収書の代わりにクレジット契約証明書を添付
  - ・養育費の取決めに交わした文書の写し（強制執行認諾約款記載の債務名義化した文書に限る。）※1
  - ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（養育費支払義務者が同受取権利者に支払うべき養育費を保証し、保証期間が1年以上のものに限る。）※2
- ※1と※2の書類において、養育費の権利者、支払義務者および対象子が同一のこと。

### Q5 補助金の交付時期はいつか。

A 5 補助金の交付決定・確定を経て、確定日の翌日から30日以内に申請書記載の口座へ振込み。